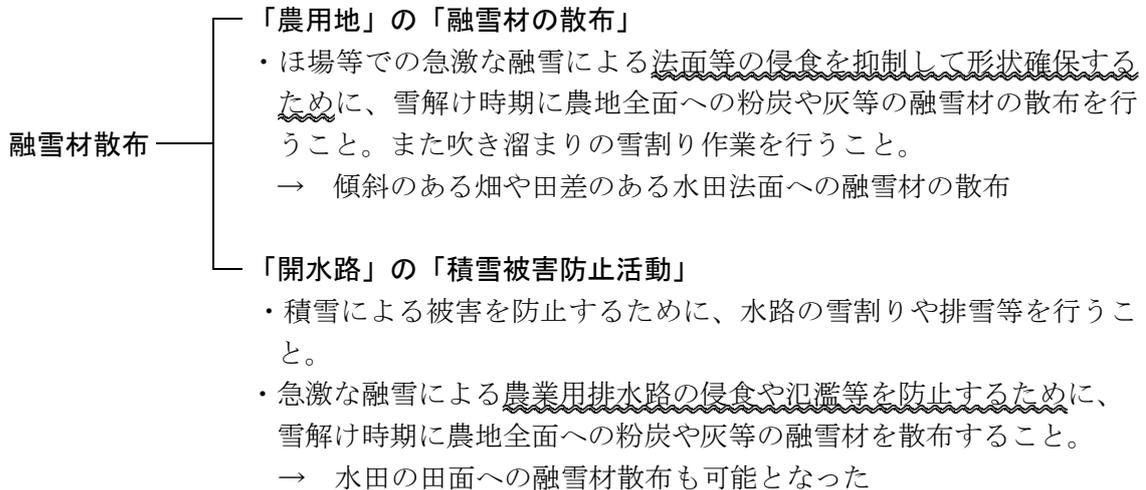


共同活動及び営農活動の留意点について

1 地域活動指針項目の説明の改正について

(1) 融雪材散布について

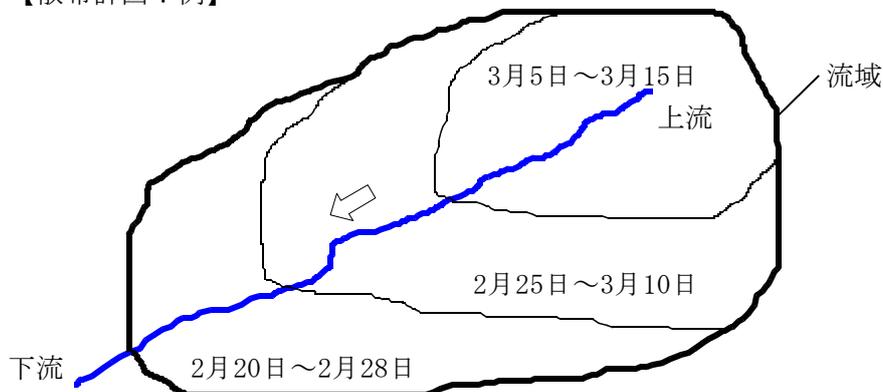
融雪材散布は、農用地の実践活動としてのみ認められていたが、開水路の積雪被害防止活動としても認められた。



【留意点】

- ・ 2～3月に開水路の流域の積雪状況について点検(機能診断)を行い、融雪材散布の必要性並びにその箇所について判断すること。
- ・ 共同活動として実施すること。
- ・ 役割分担して農家個々の活動とする場合は、散布時期を定めて実施すること。
- ・ 下流から上流に向けて時期を遅らせるなどして散布する計画を立てること。
- ・ 交付金の対象となるのは肥料分を除いた融雪材部分であること。
- ・ 融雪材は活動組織が購入すること。
- ・ 3月31日の散布など、年度末ぎりぎりの支出は会計経理担当者の負担増となるので、組織として支出する期限なども設定すること。
- ・ 点検後に気温の上昇などにより散布が不要となった場合は、資材の返品など、活動組織として資材の受け払い等を確実にすること。

【散布計画：例】



(2) 稲わらや籾殻等のほ場外搬出について

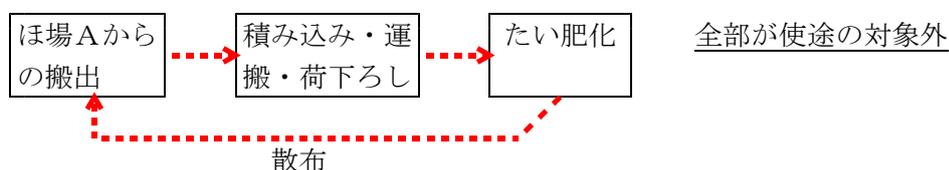
稲わら等については、寒冷な北海道にあっては鋤き込みによる腐熟が進み難いことからほ場外への搬出を進めているが、農業者の減少、一人当たりの耕作面積の増加による人手不足のなか、ほ場内で燃やされ、臭いや煙が生活環境を悪化させるため、稲わら等のほ場外への搬出処理は資源循環だけでなく生活環境の保全活動にもつながり、ひいては農村環境の向上となるために「資源循環」の「有機性資源の堆肥化」として認められた。

ただし、搬出した同じほ場のみにはたい肥を散布する場合は営農行為とみなされ、全部の行為が用途の対象外となるので留意すること。

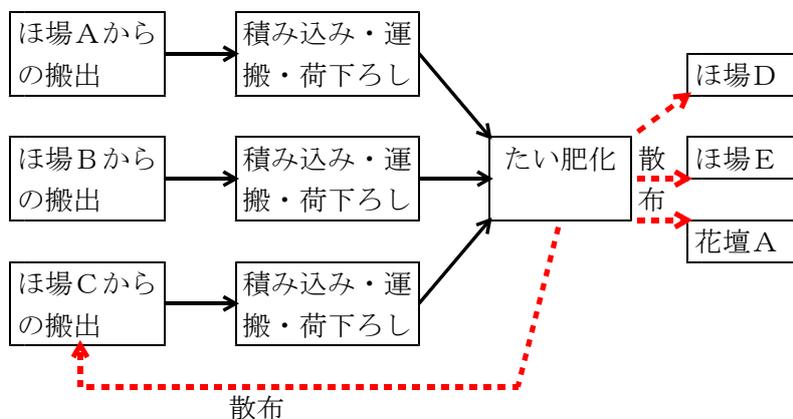
【留意点】

- ・活動組織として稲わら等の野焼きをしないことをチェックリスト中の「啓発・普及」の「地域内の規制等の取り決め」とすること。
- ・ほ場からの搬出について、時期の設定をすること。
- ・ほ場からの搬出、トラック等への積み込み、運搬、荷下ろしを共同作業で実施する場合はすべてが用途の対象となる。
- ・たい肥化については、共同活動で実施して製造された堆肥が無償で地域の花壇などに還元される場合などが対象となる。
- ・たい肥化施設で製造されたたい肥が有償で販売されている場合は、たい肥化に係る経費は支援交付金の用途の対象外となる。

【事例1】搬出した同じほ場のみにはたい肥を散布する場合は、全部の行為が用途の対象外となる。



【事例2】たい肥化したたい肥が搬出したほ場以外へも散布される場合



たい肥が無料で配布される場合：たい肥化までの活動が用途の対象

たい肥が有料で販売される場合：積み込み・運搬・荷下ろしまでが用途の対象

2 事務の簡素化について

(1) 共同活動に係る事務の簡素化

- ・実施状況調書の提出期限を4月5日から4月25日まで延長した。

(2) 営農活動に係る事務の簡素化

- ・実施状況調書の提出期限を4月5日から4月25日まで延長した。
- ・協定書に添付していた営農活動計画の内容を2つの様式に分け、毎年度変更があり得る先進的営農の取組面積等については、新たな様式である「営農活動取組実践計画」に記載し、協定書ではなく、道協議会への採択申請書（又は採択変更承認申請書、採択変更届出書）に添付することにより、取組面積等の変更があった場合においても協定変更が不要となった。

【営農活動計画の具体的な変更内容】

第1 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

- (1) 取組の実施内容 → 営農活動計画に残す
- (2) 取組を実施する農家の割合 → 営農活動取組実践計画に移す
- (3) 取組の実施期間 → 営農活動計画に残す

第2 環境負荷低減に向けた推進活動 → 営農活動計画に残す

第3 先進的な取組 → 営農活動取組実践計画に移す

※なお、改正前の様式による手続も有効としている。